明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○経済産業省組織規則の一部を改正する省令（**経済産業**四三）　一

〔告　示〕

○登録証明機関の住所及び事務所の所在地の変更に関する件（**総務**一三六）　一
○登録認定機関の住所及び事務所の所在地の変更に関する件（**同**一三七）　二
○棚田地域振興法第七条第一項に基づく指定棚田地域を指定する件（**総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境**二）
○税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約への締約国の追加に関する件（**外務**一六四）
○ブルンジ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一六五）
○水先人に免許を与えた件（**国土交通**五〇三）
○運輸審議会件名表に登載された件（**同**五〇四）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく型式指定をした件（**同**五〇五）
○道路に関する件（**関東地方整備局**一八八～一九〇）
○道路に関する件（**北陸地方整備局**三七～四一）
○道路に関する件（**中部地方整備局**六一、六二）
○道路に関する件（**九州地方整備局**五五）

〔国会事項〕

内閣　法務省

〔人事異動〕

官庁事項

〔官庁報告〕

対馬海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画変更書の公表について（農林水産省）　三
関東地方整備局公示（関東地方整備局）

公聴会

公聴会開催に関する公示（運輸審議会）

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　四

特殊法人等

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更関係　五

会社その他

省令

○経済産業省令第四十三号

経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月二十一日

経済産業大臣　萩生田光一

経済産業省組織規則の一部を改正する省令

経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　［略］	第一章・第二章　［略］
第三章　経済産業省顧問、経済産業省特別顧問及び経済産業省参与（第三百五十条―第三百五十二条）	第三章　経済産業省顧問及び経済産業省参与（第三百五十条・第三百五十一条）
第四章　雑則（第三百五十三条）	第四章　雑則（第三百五十二条）
附則	附則
第三章　経済産業省顧問、経済産業省特別顧問及び経済産業省参与	**第三章**　経済産業省顧問及び経済産業省参与
第三百五十条　［略］（経済産業省特別顧問）	**第三百五十条**　［略］
第三百五十一条　経済産業省に、経済産業省特別顧問を置くことができる。	［新設］
2　経済産業省特別顧問は、経済産業省顧問のつかさどる職務のうち特定の重要事項を処理する。	
3　経済産業省特別顧問は、非常勤とする。	
第三百五十二条・第三百五十三条　［略］	**第三百五十一条・第三百五十二条**　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和四年四月二十一日から施行する。